

ひたちなか総合病院基準

規格No: 臨床研修-1

研修管理委員会規程

第1条 目的

本規程は、当院における卒後臨床研修を統括管理し適正に実施していくため、研修管理委員会（以下「委員会」という）を設置し、機能させていくことを目的とする。

第2条 役割及び機能

委員会の役割及び機能は次のとおりとする。

- 卒後臨床研修の統括管理及び臨床研修病院の在り方の検討に関すること
- 研修プログラムの作成・評価、及び相互間の調整・改訂に関すること
- 研修医の管理（採用、ローテーション計画、実績管理、評価(※)、中断、修了判定等）に関すること
(※)評価：研修医(研修実績)に関する評価、研修医からの指導医・研修先(診療科)・研修プログラムに対する評価の全体をさす
- 病院群の管理に関すること。
- 研修医の服務及び処分に関すること。
- その他臨床研修全般に関すること

第3条 委員

- 委員は下記を含むこととする。
 - 院長
 - プログラム責任者
 - 事務長
 - 臨床研修協力病院・施設の研修実施責任者
 - 臨床研修協力病院・施設以外の外部医師
 - 医師以外の外部の有識者
 - 研修医の代表
(但し、修了判定を含む研修医の個人的議題については、退席することとする)
 - その他委員会が必要と認める者
- 具体的な委員名簿は、別途定める。

制 定：2024. 4. 1

立 案：教育・研修センター 吉川 輝夫

審 議：教育委員会

研修管理委員会

決 裁：院長 吉井 慎一

配布先：イントラネット公開

第4条 委員長

本委員会の委員長は臨床研修プログラム責任者とする。

第5条 決議

- (1)本委員会の審議事項の決議については、委員長を含めた委員の過半数の出席又は委任を要する。
- (2)委員が代理出席者を指名し、代理出席者が本委員会の会議に出席した場合は、委員が出席したものとみなし、決議の判定を行う。

第6条 委員会の開催

本委員会は年に3回定期開催するほか、必要に応じて委員長が開催する。

第7条 事務局

- (1)本委員会の事務局を教育・研修センタにおく。
- (2)事務局は、当院及び協力病院・施設との連絡・調整業務、関係書類の整備、並びに、会議開催における運営準備、記録等を行う。

第8条 下部組織

1. 本委員会の下部組織として、「教育委員会」を置き、臨床研修全般の問題の具体的解決を図るとともに、より良い研修環境を整備する。
2. 教育委員会
 - (1)教育委員会は、臨床研修に関する審議の他、当院全体の教育方針及び教育に関する企画・運営・管理等を行う組織とする。
 - (2)教育委員会は原則毎月開催する。
 - (3)教育委員会の委員には、下記を含むこととする。
 - ①プログラム責任者
 - ②看護科長
 - ③放射線技術科長
 - ④検査技術科長
 - ⑤リハビリテーション科長
 - ⑥薬局長
 - ⑦臨床研修必修科の指導医
 - (4)教育委員会の具体的機能は「教育委員会規約」に定める。
 - (5)教育委員会の委員は、「委員会構成表」に特定する。

第9条 規程の改訂

本規程の改訂は、本委員会の審議を経て、院長が決裁する。

附則

この規程は、2024年4月1日から施行する。